

〔研究ノート〕

# 公立図書館における 地域資料とデジタルアーカイブを巡って

池田 美千絵

## はじめに

わが国の図書館には、公立、私立、学校、大学、専門、国立図書館の六つの館種があるが、このうち公立図書館の所蔵資料の特徴として、地域資料がある。公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブは、非常に重要であることがいわれて久しいが、これまで公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブに関する議論の詳細な検討は、管見によれば行われていない。竹田芳則（堺市立中央図書館）は、2015年に地域資料サービスの文献レビューを行っている<sup>1)</sup>。この中で地域資料の調査研究、デジタルアーカイブ化等、1999年以降の取組みが紹介されているが、公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブに関する議論の全容については、明らかになっていない。

本稿の目的は、公立図書館の地域資料とデジタルアーカイブについて、その成り立ちと議論の内容を明らかにすることである。これはわが国の公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブについて考える上で、非常に重要である。本稿は公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブの議論について詳しく検討し、次の研究課題を設定する。

- (1) 地域資料とデジタルアーカイブに関する定義は、どのように変わったか。
- (2) 地域資料とデジタルアーカイブに関して、どのような議論が行われているのか。
- (3) その議論の特徴はどのようなものか。

研究方法としては文献調査を用いる。図書館法が制定された1950年から今日までの公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブに関する文献について検討し、議論の全容を明らかにする。そのために、いわゆる事例報告のみのもの、MLA連携

（博物館・図書館・文書館の連携）についての文献については、文献調査対象から除いた。

論文構成は次の通りである。第1章では、公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブの定義について概観する。第2章では、地域資料とデジタルアーカイブに関する図書館政策と図書館運動の経緯について明らかにする。第3章では、公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブに関する議論の経緯について明らかにする。第4章では、第3章で明らかになった議論の経緯をもとに、その議論の内容を明らかにする。第5章では、第4章にもとづいて、その特徴を分析し、第6章で結論を述べる。

## 1. 地域資料とデジタルアーカイブ

本章では、研究課題(1)「地域資料とデジタルアーカイブに関する定義は、どのように変わったか。」について検討するため、これらの定義について明らかにする。

### 1.1 地域資料に関する定義

地域資料は、1950年制定の図書館法第3条において、利用者のために収集することが定められた。図書館法が対象とする「図書館」とは、地方公共団体が設置する公立図書館と、日本赤十字社又は一般社団法人もしくは一般財団法人が設置する私立図書館のことをいう。（傍線は引用者が付した。）

図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及

びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(中略)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

しかしながら、その定義は曖昧で確立されていなかった。そのため、図書館法制定以降「郷土資料」「地方行政資料」「行政資料」といった用語が用いられてきた。郷土資料とは図書館資料の種類の一つで、図書館の所在する地域や自治体に関する資料のことをいい、かつては郷土史に関する資料とみなされた<sup>2)</sup>。行政資料とは政府機関や地方公共団体およびその類縁機関、国際機関が刊行した資料のことをいう<sup>3)</sup>。いずれも公立図書館が当該自治体の資料を収集、提供、保存するという役割を成す。このような状況下、根本彰(東京大学)は1999年に、地域資料を次のように定義した<sup>4)</sup>。

当該地域を総合的かつ相対的に把握するための資料群と捉え、発行者として行政体と民間(出版社や団体、個人)を問わず、また主題として歴史、行財政、文学その他を問わず、地域で発生するすべての資料および地域に関するすべての資料

これによって、図書館における「地域資料サービス」という用語が定着したと、竹田芳則は述べている<sup>5)</sup>。

戸室幸治は2010年に地域資料を「当該地域に関するあらゆる資料の総称」と定義している<sup>6)</sup>。さらにそれまでに使われてきた「地方行政資料」「行政資料」を次のように定義している。

地方行政資料は、扱っている対象領域によって、郷土資料は歴史的資料によって、民間資料は作成主体によって主に区別されるが、それぞれの資料は主題と刊行主体の両側面をもち、一方の側面だけでも地域資料の対象となる。

戸室は根本によって明確にされた地域資料をさらに「主題」「刊行主体」によって整理した。

## 1.2 デジタルアーカイブに関する定義

図書館とデジタルアーカイブ、地域資料とデジタ

ルアーカイブの関係を見るために、図書館情報学関係の用語集、ハンドブックから公立図書館におけるデジタルアーカイブについて探っていく。

### (1) 『図書館情報学用語辞典』

『図書館情報学用語辞典』は丸善から出版されており、今日まで第5版が出版されている。初版(1997年)では、「アーキビスト」のみが次のように収録されている<sup>7)</sup>。

文書管理の専門家、公文書館や古文書等の専門職員のほか、官公庁において公文書の管理と保管、あるいはその公開サービスにかかわる業務に従事する者や、企業等の文書管理担当者も含まれる。一般には、文書類の鑑定、評価、収集、整理、保管(分類、目録等の作業を含む)、公開や提供(展示、出版、あるいは管理している文書の内容に関する情報提供サービス等を含む)等が主要な任務とされている。

第2版(2002年)においては初版と同様「アーキビスト」のみが収録されている<sup>8)</sup>。第3版(2007年)においては、初版、第2版と同様「アーキビスト」が収録されているのに加えて「デジタルアーカイビング」が収録されており<sup>9)</sup>、この中で初めて「デジタルアーカイブ」について次のように説明されている。

有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワーク等を用いて提供すること。最初からデジタル情報として生産された文化財も対象となる。そのコレクションは「デジタルアーカイブ」というが、所蔵品紹介や画像データベースなど異なる名称が使われる事例も多い。これらの用語は1990年代半ばから使われ始めたが、この指す範囲や対象はさまざまである。主な担い手は、博物館や美術館、図書館、文書館、研究機関などである。デジタルアーカイビングの標準規格として「OASIS参照モデル」(ISO14721)がある。

第4版(2013年)では、初版～第3版と同様、「アーキビスト」が収録されている一方、「デジタルアーカイブ」の項目がある<sup>10)</sup>。内容としては、第3版の「デジタルアーカイビング」と同じであるが、担い手と標準規格の間に次の代表例が示されている。

表1 『図書館情報学用語辞典』における「アーキビスト」「デジタルアーカイビング」「デジタルアーカイブ」の収録状況

	初版 (1999年)	第2版 (2002年)	第3版 (2007年)	第4版 (2013年)	第5版 (2020年)
アーキビスト	○	○	○	○	○
デジタルアーカイビング	×	×	○	○	○
デジタルアーカイブ	×	×	△	○	○

○：収録済み △：他の用語の中で説明されている ×：収録されていない

米国議会図書館によるアメリカ史に関する資料を電子化した「アメリカンメモリー」や、国立国会図書館による明治以降に刊行された図書・雑誌を電子化した「近代デジタルライブラリー」がその代表例である。

第5版(2020年)では、初版～第4版同様「アーキビスト」が同じ内容で収録されている<sup>11)</sup>。「デジタルアーカイブ」については、第4版と同様である。

表1は、『図書館情報学用語辞典』において、「アーカイブ」「デジタルアーカイビング」「デジタルアーカイブ」が収録されているか否か、他の用語で示されているか否かを示したものである。

## (2) 『図書館学基礎資料』・『図書館情報学基礎資料』

『図書館学基礎資料』『図書館情報学基礎資料』は樹村房から出版されている。『図書館学基礎資料』(初版：1990年～第12版：2015年)では、「アーキビスト」「デジタルアーカイブ」「デジタルアーカイビング」のいずれも収録されていない。他方、『図書館情報学基礎資料』では初版(2016年)から「デジタルアーカイブ」が次のように収録されている<sup>12)</sup>。

有形、無形の文化資源を電子化して保存し、インターネットを通じて利用、共有できるようにしたもの、またそのしくみ。その活動の中心は図書館、博物館、美術館、公文書館である。

第2版(2019年)<sup>13)</sup>、第3版(2020年)<sup>14)</sup>の「デジタルアーカイブ」の記載は初版と同じ内容である。

## (3) 『図書館情報学ハンドブック』

『図書館情報学ハンドブック』は、丸善から出版されている。第2版(1999年)では「アーキビスト」が和文索引として扱われているが、用語そのものに

についての説明は行われていない<sup>15)</sup>。

## (4) 『図書館ハンドブック』

『図書館ハンドブック』は日本図書館協会(以下、日図協という)から出版されているが、第6版(2005年)<sup>16)</sup>、第6版補訂版(2010年)<sup>17)</sup>、第6版補訂2版(2016年)<sup>18)</sup>のいずれも「アーカイブ」「デジタルアーカイビング」「デジタルアーカイブ」の3語を収録していない。

## 1.3 まとめ

地域資料という用語は、図書館法制定当時は用いられておらず、当初は「郷土資料」「地方行政資料」「行政資料」という用語が用いられ、その概念は曖昧であった。およそ半世紀後に、根本が「地域資料」の定義を明確にし、公立図書館における「地域資料サービス」という用語の定着に寄与した。戸室は主題、刊行主体によって、地域資料の定義を整理した。

図書館界においては「アーキビスト」が1990年代から使われてきたことが判明した。「デジタルアーカイブ」の用語そのものについて明確に説明しているのは第3版(2007年)である。この頃には図書館界において「デジタルアーカイブ」という言葉が使われ始めたことがわかる。

しかしながら、これはあくまでも図書館界においてのことであり、博物館学など他の分野において「デジタルアーカイブ」についてはどうであるのかを今後検討する必要がある。

## 2. 図書館政策と図書館運動

本章では、1950年に図書館法が制定されて以降の地域資料とデジタルアーカイブに関する図書館政

策，図書館運動について明らかにする。

## 2.1 図書館政策

図書館政策とは，図書館にかかわる国際機関，国際団体，一国の政府，地方公共団体，民間の団体などが，図書館の進むべき方向や採るべき方策などを定めたものをいう。地域資料，デジタルアーカイブに関する図書館政策については，次の通りである。

### (1) 第1期：1950～1999年

1950年に図書館法が制定され，先に挙げたように同法第3条において，地域資料について定義されている。また同法第9条「公の出版物の収集」において，国や政府，地方公共団体の刊行物を図書館に提供することが定められている。

政府は，都道府県の設置する図書館に対し，官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を2部提供するものとする。

② 国及び地方公共団体の機関は，公立図書館の求めに応じ，これに対して，それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

政府刊行物を都道府県立図書館へ，国や地方公共団体が発行する刊行物を公立図書館へ無償で提供できることが定められている。

### (2) 第2期：2000～2005年

2000年12月に文部省において設置された地域電子図書館構想検討協力者会議は『2005年の図書館像—地域電子図書館の実現に向けて（報告）』を作成した<sup>19)</sup>。その中で，図書館資料のデジタル化の指針を提示した上で，公立図書館が優先してデジタル化（データベース化）し，ネット上で公開するべき資料として次の3点を挙げ，公立図書館における地域資料のデジタルアーカイブ化を奨励した。

- ①当該図書館にしか所蔵されておらず，現状のままでは消失の可能性がある資料
- ②当該自治体に固有の情報を扱っており，消失の危険性のある資料
- ③当該図書館に所蔵されている資料のうち，当該自治体に固有の情報を扱っている著作権の消滅した

もの

### (3) 第3期：2006～2010年

2006年に文部科学省生涯学習政策局に設置された「これからの図書館の在り方検討協力者会議」（以下，協力者会議という）が，『これからの図書館像』により発表された<sup>20)</sup>。その中で，これからの図書館サービスに求められる新たな視点として，「地域資料や，地域の機関や団体が発行しているパンフレットやちらしを提供することも，地域の課題解決や地域文化の保存の観点から重要になってくる」と述べられている。地域資料が課題解決，文化保存の観点から重要であることが示されている。

### (4) 第4期：2011年～

2011年4月に「公文書等の管理に関する法律」が施行され，公文書等の保存と利用に関する義務が明文化された。これによって公立図書館のデジタルアーカイブなどの利用が進められている状況にあるといわれている<sup>21)</sup>。

2012年文部科学省告示の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において，市町村立図書館に対しては「郷土資料及び地方行政資料の電子化に努める」ことが求められている<sup>22)</sup>。他方，都道府県立図書館に対しても，当該都道府県内の市町村図書館への支援の一つとして「郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること」が役割として位置づけられている。

2018年3月に全国公共図書館協議会が，『公立図書館における地域資料サービスに関する報告書』を作成した<sup>23)</sup>。この報告書は，公立図書館の地域資料サービスに関して2016年度と2017年度の2年間にわたって，調査報告したものである。

## 2.2 図書館運動

図書館運動とは，1960年以降の図書館員による図書館サービス充実に向けた運動と地域住民による図書館づくりをめざした運動のことをいう。地域資料に関する図書館運動として『中小都市における公共図書館の運営』（以下，「中小レポート」という）がある<sup>24)</sup>。「中小レポート」は，1963年に日図協が出版した中小公立図書館の運営についての指針を示し

たものである。その中の「315 郷土資料」において、「郷土の資料は、地域の市町村立図書館が責任をもって収集しなければならない。」と述べられている。さらに「現在の市民生活に直接結びついた、市民生活に有用な資料がその主力である」とも述べられている。

## 2.3 まとめ

図書館政策において、地域資料とデジタルアーカイブが結びついたのは2000年12月に地域電子図書館構想検討協力者会議が作成した『2005年の図書館像—地域電子図書館の実現に向けて（報告）』である。2006年に発表された『これからの図書館像』ではデジタルアーカイブという文言は出てきておらず、地域資料のデジタルアーカイブという視点からは少し後退している。2011年以降、地域資料とデジタルアーカイブとを結びつけた上で図書館政策が取り込まれている。図書館運動においては、地域資料、デジタルアーカイブに関連したものはない。

## 3. 地域資料とデジタルアーカイブに関する議論の経緯

本章では、研究課題(2)「地域資料とデジタルアーカイブに関して、どのような議論が行われているのか。」について検討するために、公立図書館における地域資料、デジタルアーカイブに関する議論について明らかにする。時代区分については、図書館政策の区分(2.1参照)にもとづいて行った。

### 3.1 第1期：1950～1999年

この期では、公立図書館における地域資料、デジタルアーカイブに関連した議論は行われていない。

### 3.2 第2期：2000～2005年

2001年12月に『図書館雑誌』で、「地域資料と図書館」という特集が組まれた。その中で、根本彰が地域資料の意義、地域資料と電子メディアを用いたサービス、地域資料にもとづく地域的アイデンティティと図書館について述べている<sup>25)</sup>。船木喜夫(秋田県立図書館)は、秋田県立図書館でのインター

ネットによる地域資料について報告し、地域資料とデジタルアーカイブの課題を挙げている<sup>26)</sup>。

### 3.3 第3期：2006～2010年

2006年3月に久世均(岐阜県教育委員会)が、岐阜県における地域資料のデジタルアーカイブ、生涯学習の活動としてのデジタルアーカイブについて述べている<sup>27)</sup>。

### 3.4 第4期：2011年～

2011年9月に白石郁子(国立国会図書館関西館)が、公立図書館におけるデジタルアーカイブの取組みとして、運営、費用面での工夫、地域の人材活用、他機関の連携について述べている<sup>28)</sup>。

2011年11月に岸本誠司(東北芸術工科大学)が、地域資料のデジタルアーカイブ化の際の現状と課題を報告している<sup>29)</sup>。

2014年3月に藤村一郎(久留米大学)が、地域資料のデジタルアーカイブ化と地域の大学について述べている<sup>30)</sup>。

2018年3月に全国公共図書館協議会が『公立図書館における地域資料サービスに関する報告書』を作成し、発表した<sup>31)</sup>。この中で、地域資料のデジタル化を実施している公立図書館、デジタル化を実施しない理由、地域資料サービスの連携・協働について報告をしている。12月に『現代思想』で「図書館の未来」という特集が組まれた。その中で福島幸宏(京都府立図書館)が、地域資料のデジタルアーカイブ化を通して、これからの図書館の在り方について提起している<sup>32)</sup>。

2020年9月に『図書館界』で、「解説 HOT TOPICS」が始まった。1テーマ、3回をシリーズとした。その初回が「テーマ1 地域資料とデジタルアーカイブ」であった。No.1として澤谷晃子(大阪市立中央図書館)が「デジタルアーカイブ」を改めて定義した上で、図書館資料、地域資料をデジタルアーカイブ化した際の活用について示している<sup>33)</sup>。さらにデジタルアーカイブの担い手、その課題についても述べている。No.2として同年11月に是住久美子(田原市立中央図書館)が、地域資料の編集とそのデ

デジタルアーカイブ化の発信について述べている<sup>34)</sup>。明けて2021年1月にNo.3として福島幸宏(東京大学)が地域資料のデジタルアーカイブ化と図書館機能との関係を示している<sup>35)</sup>。

2021年9月に『図書館雑誌』で、「地域資料のいまとこれから」という特集が組まれた。その中で、福島幸宏(慶應義塾大学)が、地域資料のデジタル化について述べている<sup>36)</sup>。野沢敦(鳥取県立図書館)は、他機関との連携によるデジタルアーカイブ化された地域資料について述べている<sup>37)</sup>。本田佳奈(福岡アジア都市研究所)は、地域資料としての都市政策資料とそのデジタル化について述べている<sup>38)</sup>。是住久美子は、地域資料のデジタルアーカイブ化に伴う地域アイデンティティについて述べている<sup>39)</sup>。

### 3.5 まとめ

地域資料とデジタルアーカイブとが結びついた上での議論がなされているのは、2001年以降であることが判明した。2001年から今日に至るまで、延べ13名が地域資料とデジタルアーカイブについての意見を述べていた。その多くは2014年以降に集中している。

## 4. 議論の内容

本章では第3章での公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブの議論の経緯を踏まえ、その内容を明らかにする。

### 4.1 館種、施設を超えた地域資料のアーカイブ

館種(公立図書館、私立図書館、学校図書館、大学図書館、専門図書館、国立図書館)、生涯学習を支える社会教育施設(図書館、博物館)を超えた地域資料のアーカイブ化を進めることが重要であるという意見がある。

久世均(2006)は、施設を超えた地域資料のアーカイブ化を推し進めるには、図書館を含む社会教育施設や地域社会、学校との連携がますます必要となると述べている。

白石郁子(2011)は、他機関と連携して地域資料のデジタルアーカイブを運営している例を挙げている。

事例としては、同じ自治体の図書館(公立図書館)、博物館・美術館、文書館、地元の大学、同じ自治体の首長部局(情報政策の担当部署等)を挙げている。

岸本誠司(2011)は、市民や地域からのボトムアップの活動が施設間連携を促す地域のデジタルアーカイブを展開させると述べている。

藤村一郎(2014)は、地域資料のデジタルアーカイブ化を実施する場として、地域の大学を挙げている。理由は、地域の大学は地域資料を所蔵しており、資料の扱い方を知る、資料の価値を理解し得る専門家集団である場合が多いからである。

野沢敦(2021)は、島根県での地域資料の公開を例に挙げた上で、公立図書館に限定しない館種、他施設との連携を図った上で、地域資料のアーカイブの利用のしやすさを追求でき、それが重要であると述べている。

### 4.2 地域アイデンティティの育み

地域資料をデジタルアーカイブ化することによって、地域アイデンティティを育むことができるという意見がある。根本彰(2001)は、沖縄県立図書館での取組みを例に挙げた上で、地域資料のデジタルアーカイブ化が地域のアイデンティティ形成の中心に位置づけられていると述べている。また、地域資料が地域的なアイデンティティを支える重要な要素であるとも述べている。この約20年後に是住久美子(2020)が、地域資料のデジタルアーカイブ化に伴い、地域アイデンティティが必要である理由を次のように示している。

- ① 地域アイデンティティやシビックプライドといった地域への誇りや愛着をもつ住民を増やしていくために必要である。
- ② そのために重要な地域資料はその地域の図書館が責任をもって収集するべきである。

是住(2021)は、地域のアイデンティティを育むためには、さらに可能な限りオープンデータとして公開することが重要であるとも述べている。

### 4.3 課題・問題点

公立図書館における地域資料，デジタルアーカイブに関連して，デジタル化を実施している公立図書館，デジタル化を行う職員，運営の整備，総合的な学習との関連，資料選択と予算，デジタルアーカイブ化の継続実施，資料の劣化と緊急性といった課題・問題点が指摘されている。

#### (1) デジタル化を実施している公立図書館

全国公共図書館協議会（2018）は，地域資料のデジタル化を実施しているのは，2016年現在，全体の24.4%で，都道府県立図書館では29館（61.7%），市町村立図書館では144館（11.5%）と報告している。市町村立図書館においては，地域資料のデジタル化の実施率が低いことが示されている。

#### (2) 運営の整備

澤谷晃子（2020）は，地域資料のデジタルアーカイブの運営の整備について述べている。

- ① 閲覧者が適切に求めている資料にたどり着ける検索システムとメタデータの整備が必要である。理由は，一般的な図書資料と書誌データを比較すると，地域資料のデジタルアーカイブ画像は情報が乏しいからである。
- ② 書名や著作者などの情報が明確な場合は，検索システムを用いて検索できるが，多くは内容から検索することは難しい。画像を活用する観点からの検索キーワードや目次情報が不十分である。

#### (3) 地域資料のデジタルアーカイブ化の継続実施

澤谷晃子（2020）は，地域資料のデジタルアーカイブ化を継続実施する上で公立図書館だけがその広報や取組みを進めてもうまく行かないことを指摘している。

#### (4) 資料選択と予算

船木喜夫（2001）は，何を電子化すべきなのか，資料を選択する見識が必要であると述べている。その理由は，電子化コンテンツ作成に必要な費用・人的資源は無尽蔵でないからである。

白石郁子（2011）は，地域資料のデジタルアーカイブの構築を考える上で，予算獲得は大きな課題であると述べている。事例としては，①公募事業等を活用しての財源確保，②民間のサービスの活用，③

二次利活用の仕組みの整備の三点を挙げている。

全国公共図書館協議会（2018）は，地域資料のデジタル化を実施していない理由として，予算が不足していると回答した図書館の割合が多いことを報告している。

#### (5) 実際のノウハウ

全国公共図書館協議会（2018）は，「地域資料のデジタル化を実施していない理由」として，実際のノウハウがないと回答した図書館の割合が高いことを報告している。また，「地域資料サービスの連携・協働に関する課題」についても，「実際のノウハウがない」と挙げた図書館が多いことも報告している。

#### (6) 総合的な学習と地域資料

久世均（2006）は，学校教育の総合的な学習の時間において，地域資料が必要であることを述べている。しかしながら，これらの地域資料は体系的にデジタルアーカイブ化されていないと指摘している。さらに地域資料をデジタルアーカイブ化する視点として次の四点を挙げている。

- ① アーカイブ化する対象が地域の生活である
- ② 地域の「知」をアーカイブする視点
- ③ 地域伝承という視点
- ④ 知の創造という視点

#### (7) 資料の劣化と緊急性

本田佳奈（2019）は，所蔵している地域資料としての都市政策資料のうち，デジタル化されているものは限定されているため，他の資料の傷みや劣化が進んでおり，デジタル化が急がれると指摘している。

### 4.4 提案

公立図書館における地域資料，デジタルアーカイブに関連して，その担い手，活用の仕方，図書館の在り方，効果的なPRについて提案，解決方法が示されている。

#### (1) 担い手

船木喜夫（2001）は，デジタル資料にも明るい「デジタルライブラリアン」と呼称するような図書館職員を継続的に育成していくことが必要であると述べ

ている。その理由は、地域資料を広く提供するための役割は図書館が当然担うべきであり、必然的にコンテンツ作成能力が求められるからである。

久世均（2006）は、地域資料のデジタルアーカイブ化の際の情報収集は、各機関・各関係市町村の担当者や住民から地域の情報提供の協力を受け、また静止画像情報のカメラマンとして、現地の視聴覚連絡協議会等の地域住民を積極的に登用することが大切であると述べている。

白石郁子（2011）は、地域住民からコンテンツや情報の提供を得ることによって地域資料のデジタルアーカイブが進むと述べている。

岸本誠司（2011）は、市民や地域からのボトムアップの活動が地域住民の参加を促す地域のデジタルアーカイブを展開させると述べている。

澤谷晃子（2020）は、先に示した通り、地域資料のデジタルアーカイブ化を公立図書館だけが継続実施し、その広報が取組みを進めてもうまく行かないことを指摘している（4.3（4））。その問題点の解決方法として、地域住民が地域資料のデジタルアーカイブ化の担い手になることを提案している。その理由は次の二点である。

- ①図書館資料を「自分たちの財産」として育てて、新たな地域資料を生み出すことができる。そのため、地域に愛着ができ、地域を巻き込んだイベントが生まれ、地域情報、地域資料が生まれる。
- ②写真、画像については、地域住民から提供したいとの申し出がある。著作権、肖像権、個人情報を十分に考慮し、受理のためのマニュアル等を整備した上で、地域住民からの画像の受け入れを検討するべきである。

福島幸宏（2020）も澤谷の論考を受けて、デジタルアーカイブの担い手は「地域住民」自身と述べている。

## （2）地域資料のデジタルアーカイブの活用

地域資料のデジタルアーカイブを実生活の中でどのように活用するべきかについて、澤谷晃子（2020）が次のようにまとめている。

### ①調査での活用

従来想定していた、デジタルアーカイブの使い方

である図書館資料と同様に調査に利用する。

### ②素材としての活用

デジタルアーカイブ化した地域資料を「素材」として活用し、新たなものを作成する「二次利用」として利用する。

### ③カテゴリごとの閲覧

デジタルアーカイブも、カテゴリごとに閲覧することができる。展示のキュレーションは司書が行うため、過去の展示をみることも可能である。

## （3）図書館の在り方

福島幸宏（2018）は、地域資料のデジタルアーカイブ化を通して「デジタルと物理の各資料を往還しつつ、かつデジタルを軸に資料の壁を乗り越え、ハイブリッド化することを通じて、地域や団体の情報のハブとなること」を提起している。また福島（2021）は、地域住民がより快適に効率よく生活するために、デジタル情報が求められているのであるから、図書館はこの要求に応えなければならないとも述べている。

## （4）効果的なPR

藤村一郎（2014）は、地域資料のデジタルアーカイブ化は、地域の大学の効果的なPRになり得ると述べている。

## 4.5 コロナ禍での地域資料のデジタルアーカイブ

コロナ禍での地域資料のデジタルアーカイブについての意見が述べられている。

澤谷晃子（2020）は、コロナ禍での地域資料のデジタルアーカイブの活かし方について、資料を提供する立場の司書も、資料を利用する立場の利用者も、便利な図書館資料として、地域資料を活用できたと指摘している。

是住久美子（2020）は、コロナ禍での図書館の現状を示した上で、今後全ての公立図書館が地域資料のデジタルアーカイブ化に取り組む必要があると述べている。

## 5. 議論の特徴

本章では、1950年から今日までの公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブの議論について

て、その特徴を分析する。

### 5.1 議論のメンバーと考え方

公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブについての意見を述べているのは、多くは図書館職員であり、次いで大学教員である。図書館職員が約70%を占めている。公立図書館において、実際に地域資料、地域資料のデジタルアーカイブ化を扱うのは図書館職員自身である。また、地域資料、デジタルアーカイブ化した地域資料を、利用者に提供するのも図書館職員自身である。従って、その業務を通しての意見であり、現場である公立図書館職員の意見が大いに反映されているといえる。当然のことではあるが、公立図書館において地域資料とデジタルアーカイブは密接なものであり、これを否定する意見はみられなかった。

### 5.2 議論の内訳

およそ20年間に公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブについて、延べ26件の意見が述べられている。一番多い意見は、地域資料をデジタルアーカイブ化するにあたっての「担い手」についての提案で7件である。地域資料とデジタルアーカイブの担い手として「地域住民」を挙げている。

### 5.3 問題の解決方法

問題を指摘し、その問題の解決方法を示しているのは、澤谷晃子である。地域資料をデジタルアーカイブ化するには公立図書館だけでは限界があることを指摘し、それを継続するには地域住民の協力が必要であると述べている。他の多くの意見は、問題点を指摘あるいは意見を述べるに留まっている。

### 5.4 場所

公立図書館の所蔵資料の特徴でもある地域資料であるが、白石郁子と藤村一郎は地域資料のデジタルアーカイブ化を実施できる場所として、図書館・美術館といった社会教育施設とは別に、地方、地元の大学を挙げている。藤村はその効果的なPRについても言及している。

### 5.5 コロナ禍での地域資料とデジタルアーカイブ

2020年の時点で、既にコロナ禍での地域資料とデジタルアーカイブの活かし方、図書館での取組み方についての意見が述べられている。しかしながら、これらはある程度の時間が経過した上での検証が必要と考える。

## 6. 結 論

以上のことから、公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブについて、次のように結論を導くことができる。

### (1) 問題意識と問題点・課題発見

公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブについて意見を多く述べているのは図書館職員で、次いで大学教員であった。これは常日頃の業務において、図書館職員が地域資料、デジタルアーカイブと接する機会が多いことと、これらについての問題意識をもちやすく、問題点・課題を発見しやすいためと考える。コロナ禍における地域資料のデジタルアーカイブについての意見が、既に述べられている点においても、図書館職員の問題意識の高さが窺える。今後は、現場で働く司書を養成する立場にある大学教員からの意見も期待したい。大学教員が、地域資料とデジタルアーカイブについて研究し意見を述べることによって、これらを意識した司書の養成に繋がる可能性がある。船木喜夫が述べているデジタル資料にも明るい「デジタルライブラリアン」の養成に繋がる可能性がある。

### (2) 地域住民とテキスト・マニュアル作成

今後公立図書館における地域資料、デジタルアーカイブを支えるもの、キーワードは「地域」である。その理由は、議論の中で地域資料のデジタルアーカイブ化によって「地域」アイデンティティが育まれており、地域資料のデジタルアーカイブ化を支える担い手として「地域」住民が挙げられているからである。地域住民は、図書館利用者になると同時に、地域資料のデジタルアーカイブを支える情報提供者ともなり得る。具体的には、地域に関連した過去の写真の提供、家庭に保存されていた地域に関連した資料の提供等が考えられる。そのためには、現場で

働く図書館職員と司書を養成する大学教員とが協力して、地域資料のデジタルアーカイブ化を推し進めるための公立図書館における指針を示した上で、テキスト・マニュアルを作成する必要がある。全国公共図書館協議会も「地域資料のデジタル化を実施していない理由」として、実際的なノウハウがないと回答した図書館の割合が高い点を報告していることから、急務であることがわかる。

実際的なテキスト・マニュアルについては、図書館職員に対してのものと、地域住民に対するものを作成する必要があると考える。図書館職員に対しては、地域資料のデジタルアーカイブ化を推し進める上で重要なシステム構築のノウハウを初めとしたものである。地域住民に対しては、これらの取組みの理解を深めるために、情報提供者として求められる事項をまとめたテキスト・マニュアルが必要である。

### (3) 地方公共団体との連携

公立図書館の地域資料、デジタルアーカイブを推し進める上で、他館種・他機関との連携が重要であるという意見が多くあった。地域資料のデジタルアーカイブ化を実施する場として、地元の大学、地域の大学を挙げるユニークな意見もあった。これらに加え、地方公共団体の行政との連携も重要である。理由は、地域資料には図書館法に定めるところの地方行政資料も含まれること、そのために図書館職員は図書館だけの知識だけでなく、地方公共団体の行政に関する知識を深める必要があるからである。このことから、公立図書館の地域資料、デジタルアーカイブではあっても、場所を限定しない他館種・他機関と常日頃から連携する広い視野が必要であり、行動力を高める必要がある。他館種・他機関との連携は、地域資料のデジタルアーカイブ化のレベルアップにも繋がり、地域の活性化にも繋がる。

白石郁子は、連携先の例として、同じ自治体の首長部局（情報政策の担当部署等）を挙げている。また澤谷晃子は、地域資料のデジタルアーカイブ化を実施継続する上で、公立図書館だけがその広報や取組みを進めても成立しないことを指摘している。全国公共図書館協議会が、「地域資料サービスの連携・

協働に関する課題」について、「実際的なノウハウがない」と挙げた図書館が多いことも報告していることから、地方公共団体との連携を推し進めるためには、地方公共団体の行政に関する知識に加えて、地方公共団体と連携するためのノウハウ等を示した実際的なテキスト・マニュアルを作成する必要があると考える。

### (4) 公立図書館の可能性

地域資料とデジタルアーカイブ、地域資料のデジタルアーカイブ化は、これからの公立図書館の可能性を次のように見出すことができる。

①地域住民が、図書館職員とともに地域資料のデジタルアーカイブ化を支え、それを図書館職員と大学教員とが指針、テキスト・マニュアル等を作成することによって、その活動を支えることができる。また更なる地域資料のデジタルアーカイブ化を推し進めることができる。これにより、地域住民、図書館職員、大学教員それぞれを巻き込んだ公立図書館の活性化に繋がる。

②現場で働く図書館職員と司書を養成する大学教員とが意見を表明、交換することによって、よりよい地域資料のデジタルアーカイブ化を推し進めることができる。その活動によって、地域資料のアーカイブ化がより組織的、体系的になる可能性がある。

## おわりに

本稿では、公立図書館における地域資料とデジタルアーカイブについて明らかにするために、定義、経緯、議論について検討したが、今後は文献資料の対象から外した事例報告、MLA 連携についても検証を進める。

## 引用文献

- 1) 竹田芳則「研究文献レビュー：地域資料サービス」『カレントアウェアネス』No. 323, 2015. 3, p. 22-26.
- 2) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典』第5版, 丸善出版, 2020. 8, p. 52.
- 3) 前掲2) p. 51.
- 4) 三多摩郷土資料研究会, 根本彰『地域資料入門』日

- 本図書館協会, 1999. 4, 287p.
- 5) 前掲 1)
  - 6) 戸室幸治「地域資料・情報サービスの本格的な展開を(上)—公共図書館の中核的サービスに位置付けるために」『みんなの図書館』No. 401, 2010. 9, p. 35.
  - 7) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典』, 丸善, 1997. 9, p. 2.
  - 8) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典』第2版, 丸善, 2002. 8, p. 2.
  - 9) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典』第3版, 丸善, 2007. 12, p. 161.
  - 10) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典』第4版, 丸善, 2013. 12, p. 160.
  - 11) 前掲 2) p. 2.
  - 12) 今まど子, 小川憲司『図書館情報学基礎資料』, 樹村房, 2016. 10, p. 111.
  - 13) 今まど子, 小川憲司『図書館情報学基礎資料』第2版, 樹村房, 2019. 3, p. 113.
  - 14) 今まど子, 小川憲司『図書館情報学基礎資料』第3版, 樹村房, 2020. 2, p. 115.
  - 15) 図書館情報学ハンドブック編集委員会『図書館情報学ハンドブック』第2版, 丸善, 1999. 3, 1145p.
  - 16) 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会『図書館ハンドブック』第6版, 日本図書館協会, 2005. 5, 652p.
  - 17) 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会『図書館ハンドブック』第6版補訂版, 日本図書館協会, 2010. 2, 673p.
  - 18) 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会『図書館ハンドブック』第6版補訂2版, 日本図書館協会, 2016. 9, 694p.
  - 19) 地域電子図書館構想検討協力者会議『2005年の図書館像—地域電子図書館の実現に向けて(報告)』文部省, 2000, p. 32-33.
  - 20) これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像: 地域を支える情報拠点をめざして(報告)』, 文部科学省, 2006. 3, p. 19.
  - 21) 岸本誠司「図書館・博物館・研究機関の地域資料デジタルアーカイブスの現状と課題」『山形民俗』No. 25, 2011. 11, p. 115-125.
  - 22) 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(文部科学省告示第172号)」『図書館雑誌』Vol. 107, No. 2, 2017. 2, p. 110-114.
  - 23) 全国公共図書館協議会『公立図書館における地域資料サービスに関する報告書』全国公共図書館協議会, 2018. 4, 165p.
  - 24) 日本図書館協会『中小都市における公共図書館の運営』復刻版, 日本図書館協会, 1973. 3, 217p.
  - 25) 根本彰「地域資料・情報論: 図書館でどう扱うか」『図書館雑誌』Vol. 95, No. 12, 2001. 12, p. 922-924.
  - 26) 船木喜夫「インターネットによる地域資料の公開—秋田県立図書館の取り組み—」『図書館雑誌』Vol. 95, No. 12, 2001. 12, p. 925-927.
  - 27) 久世均「デジタル・アーカイブ技法と実践(2) 地域資料と「知」のデジタル・アーカイブ」『視聴覚教育』Vol. 60, No. 3, 2006. 3, p. 38-41.
  - 28) 白石郁子「地域資料をウェブで発信!—公共図書館におけるデジタルアーカイブの取り組み」『図書館雑誌』Vol. 105, No. 9, 2011. 9, p. 633-635.
  - 29) 前掲 21)
  - 30) 藤村一郎「『地域大学』における地域資料のデジタル化」『図書館学』No. 104, 2014. 3, p. 31-38.
  - 31) 前掲 23)
  - 32) 福島幸宏「これからの図書館員像—情報の専門家/地域の専門家として」『現代思想』Vol. 46, No. 18, 2018. 12, p. 172-180.
  - 33) 澤谷晃子「解説 HOT TOPICS 地域資料とデジタルアーカイブ (No. 1) 図書館資料のデジタルアーカイブとその活用を考える」『図書館界』Vol. 72, No. 3, 2020. 9, p. 134-138.
  - 34) 是住久美子「解説 HOT TOPICS 地域資料とデジタルアーカイブ (No. 2) 図書館を拠点とした地域資料の編集とデジタルアーカイブの発信」『図書館界』Vol. 72, No. 4, 2020. 11, p. 184-188.
  - 35) 福島幸宏「解説 HOT TOPICS 地域資料とデジタルアーカイブ (No. 3) 図書館の未来像のひとつとしての地域資料活用」『図書館界』Vol. 72, No. 5, 2021. 1, p. 223-227.
  - 36) 福島幸宏「地域資料の可能性」『図書館雑誌』Vol. 115, No. 9, 2021. 9, p. 568-571.
  - 37) 野沢敦「『とっとりデジタルコレクション』の取り組み—他機関との連携による地域資料の公開—」『図書館雑誌』Vol. 115, No. 9, 2021. 9, p. 574-575.
  - 38) 本田佳奈「地域資料としての都市政策資料—(公財)福岡アジア都市研究所の活動とコレクション形成—」『図書館雑誌』Vol. 115, No. 9, 2021. 9, p. 580-582.
  - 39) 是住久美子「図書館はオープンガバメントに貢献できるか」『図書館雑誌』Vol. 115, No. 9, 2021. 9, p. 583-585.

(いけだ みちえ 日本語日本文学科)